

ニーダーライン原経済圏内の周域（1）

—ミュンスターラントの事例に即して—

渡 辺 尚

1 問題の所在

本稿は「ニーダーライン原経済圏の漸移地帯」の続編である。ニーダーライン原経済圏 *Niederrheinischer Urwirtschaftsraum* (NRUW) の三層構造, 「中核」 *Kern*, 「周域」 *Umland*, 「外縁」(漸移地帯) *Randzone* (*Übergangszone*) のうち, 最外層の「外縁」に焦点をあてたのが, 前稿までの連作である。この「外縁」の検出作業を進めるにあたり, 「漸移地帯」という経済地理的特性に着目して, 「外縁」の検出に適するとおもわれるいくつかの指標を設定し, これらに照らして事例にした諸都市が「外縁」上に位置しているか否かを検証する, という手法をとった。その結果, 分析対象にした三都市のうち, トゥウエンテ接続都市とオスナブリュクが「外縁」上に位置する一方で, ミュンスターが両者とは異なる位置にあることを, ほぼたしかめることができた。ミュンスターを最上位の中心地点とする空間は, 「ミュンスターラント」 *Münsterland* とよばれる歴史的地域を形成しており, 「ライン-ルール工業地域」 *Rheinisch-Westfälische Industrieregion* を直接にかこむ空間の主要構成地域の一つである。ゆえに, ミュンスターラントが「周域」の一部を成すことは容易に推定される。

それでは, 「周域」の空間特性はいかなる指標によって検出できるのだろうか。「周域」を「中核」とも「外縁」とも異なる独自の空間範疇たらしめている要件はなになのか。これがあたらしい課題になる。

「外縁」の位置特性を検出するための指標にしたのは, 自律性（「中核」から比較的独立した産業動態の自律性）, 中立性（「中核」へ向かう向心力とこれから離れる遠心力との平衡による空間ベクトルの複方位性）, 結節性（自律的産業動態の原点になりやすい水陸交通網の結節点機能）の三つであった。そこで, 「外縁」より内側の層である「周域」の特性は, さしあたり「外縁」の諸特性の欠如または不備に求めることができるのではないか。すなわち, 産業動態の自律性の弱さ（「中核」の産業動態から一方的に規定される受動性）, 地域ベクトルの「中核」への指向性の優越, 水陸交通網における経路機能の優位, この三つである。しかし, これだけでは「周域」を「外縁」から区別できても, 「中核」から区別する指標にはならない。「周域」が「中核」に引きよせられながらも, 「中核」に吸収されることなく独自の空間特性を保持できるのはなぜか。これは理論的にも実証的にも容易ならざる問いである。

ニーダーライン原経済圏内の周域 (1)

これに対しては、さしあたり「中核」の膨張を可能にする空間的余地の備蓄、中核の物質交代に必須の外部環境としての空間機能、総じて「周域」が「中核」に対する補完空間として機能することに求められるのではないかと、言うほかはない。

以上の問題関心をもって本稿は、「周域」特性の検出に適合する地域の一つとおもわれる、ミュンスターラントの経済空間史的分析へ向かう。ただし、歴史的地域は制的度地域（領域空間）と異なり、その輪郭はかならずしも一義的でなく、また時代とともに変動しうるので、不定形性をまぬがれがたい。しかも、多様な局地的多様性に富む複合空間であって、均一な自然地理的特性を共有する等質空間でもない。かかる歴史的空間の把握に、理論的範疇である「周域」概念の適用をもってしようとするれば、それなりの方法上の準備作業を必要とする。そこでまず、ミュンスターラントの定義の検討からはじめることにする。

2 ミュンスターラントとはなにか

(1) ミュンスターラントとベストファーレン

1946年にラント NRW が成立してからはほぼ20年経った1967年に出版されたさる地誌は、NRWが一般的な用語法で三つの地区 *Gebietsteil* または地域 *Landschaft* に分けられるとしている¹⁾。表2-1にみられるように、ここではルール地帯がラインラント、ベストファーレンとならぶ第三の構成地域として挙げられていることが目をひく。さらにまた、ベストファーレンおよびこれを構成する五地域とルール地帯を代表する二都市だけが、定冠詞が附されていないことにも気がつく。定冠詞抜き地名は本来の固有名詞としての性格を十全に具えていることを、すなわち、歴史的地域としての唯一性を具備していることをものがたる。それでは、ミュンスターラントおよびベストファーレンのこの際だった地域的自己同一性は、いったいなにもとづいているのか。この疑問は、ミュンスターラント、ベストファーレンの両者とも、それぞれの地名が歴史に現れて以来、それぞれの地域特性が今日まで不変でありつづけたのか、それともある時代に生成した地域特性が、それ以降もよわまることなくそれぞれを刻印してきたのか。もしも後者だとすれば、その「本源的」時代とはいつだったのか、という疑問を誘発する。これらの疑問は、ミュンスターラントとベストファーレンとを二重観念として理解することが可能であり、かつ有用であることに気づかせる。そこで以下、ミュンスターラントとベストファーレンとを複合的地域観念とみなし、ときにはミュンスターラントに、ときにはベストファーレンに焦点をあてながら、検討を進めることにする。

(2) ミュンスターラントの輪郭

まず、ミュンスターラントに焦点をあてる。これの地理的輪郭は文献により異なる。標準的理解を知るためにはブロクハオウスにあたることが妥当であろう²⁾。ここでは以下のように

表 2-1 NRW の Landschaften

das Rheinland	die Eifel, die Niederungen des Niederrheins, das Bergische Land
Westfalen	Siegerland, Sauerland, Rothaargebirge, Weserbergland, Münsterland
das Ruhrgebiet	von Duisburg bis Dortmund

出所：Breuer, 13 ページ。

に記述されている。

ミュンスターラントはトイトブルク山地とリペ川との間のベストファーレン西北部を言い、ベストファーレン湾状低地の最もひろい範囲を占めて、その北部にひろがる。白亜紀の沈殿物と更新世の堆積とを覆う肥沃な土壤地帯とともに、一部は平坦な、一部は起伏に富み丘陵を成す地形のもとで、乾燥した砂質土区域 *Senne*、東北・西北部の湿原 *Moor* (*Gildehauser Venn*, *Amsvenn*, *Zwillbrocker Venn*, *Velener Moor* があり、これらの一部は牧草地化している) および川沿いの低湿地 (エムス, フェヒテ, リペ三河川) がある。耕作農業 (小麦, ライ麦, 野菜) および酪農が固有の景観を生んでいる。孤立荘宅 *Einzelhof* が支配的であり、耕作地を画する樹木と小農場林とは公園のような景観を呈している。農産物はトイトブルク山地のギュータスロー *Gütersloh*, フェルスモルト *Versmold*, ディセン *Dissen* の食品工業により加工される。ベクム山地 *Beckmer Bergen* にはベストファーレンのセメント窯業の中心が立地する。オホトルプ *Ochtrup*, シュタトローン *Stadtlohn* の白亜紀の陶土は、当地の製陶業の原料基盤をなす。北部と西北部には繊維工業地帯がひろがっており (綿・ジュート加工業), その中心地はライネ *Rheine*。エムステテン *Emsdetten*, オホトルプ, グレーフェン *Greven*, グローナオ *Gronau*, アーハオス *Ahaus*, シュタトローン, フレーデン *Vreden*, ボホルト *Bocholt* である。南部にはベクム-ヘーフェル *Beckum-Hövel* (現在はハム *Hamm* の一部) とアーレン *Ahlen* の炭鉱がある。金属加工・機械製造業はエルデ *Oelde*, アーレン, ギュータスローに立地する。ミュンスターラントの中地点はミュンスター市である。

以上の解説で、ミュンスターラント内の地名として挙げられたすべてが、リペ川以北に位置しており、ミュンスターラントの南限をリペ川とする定義に即している。20 世紀末に出版されたブロクハオス第 19 版の解説は、現在でも通用するとみてよからう。

ここで見おとせないのは、リペ川を越えて東北方向へ延びてビーレフェルトにいたる線上に、鉱工業産地が点綴していることである。ベクム-ヘーフェル, アーレンの炭鉱, ベクムのセメント窯業, アーレン, エルデ, ギュータスローの金属加工・機械製造業が、A2 沿いの一線上につらなっている。あたかもルール地帯がドルトムントからビーレフェルトまで触

ニーダーライン原経済圏内の周域 (1)

手を伸ばしているかのようにである。それでは、ビーレフェルトはルール地帯の最東端とみるべきなのだろうか。わたくしは前稿で、ビーレフェルトをNRUWの「外縁」に位置づけた。すなわち、ビーレフェルトを「中核」からミュンスターラントという「周域」によってへだてられているとみた。しかし、ビーレフェルトはルール地帯から突きでてミュンスターラントを横断する鉱工業地帯上にあると、みる方が妥当なのだろうか。おそらくそうではあるまい。これは、道路・鉄道路線の開通・整備による交通基盤の充実を活かして、その沿線に産業地点がつかつる線状立地の一例とみるべきであろう。これら一連の産業的中・下位地点は強度の地域的産業連関をもって相互にむすびついているのではなく、それぞれがルール地帯の飛び地としてこれに直接かかわる機能がはたらいっていると理解するのが、妥当であろう。

他方で、ミュンスターラントの北限については、検討の余地がある。というのは、プロクハオスは「オルデンブルクのミュンスターラント」*Oldenburgisches Münsterland* を別に立項しているからだ。そこでは以下のように言う。1803年に当時のオルデンブルク公国の所領に移った旧ミュンスター司教領の一部で、中心地点はフェヒタ *Vechta* とクロペンブルク *Cloppenburg*。現在はラント Nds. の Reg.-Bez. Weser-Ems である。

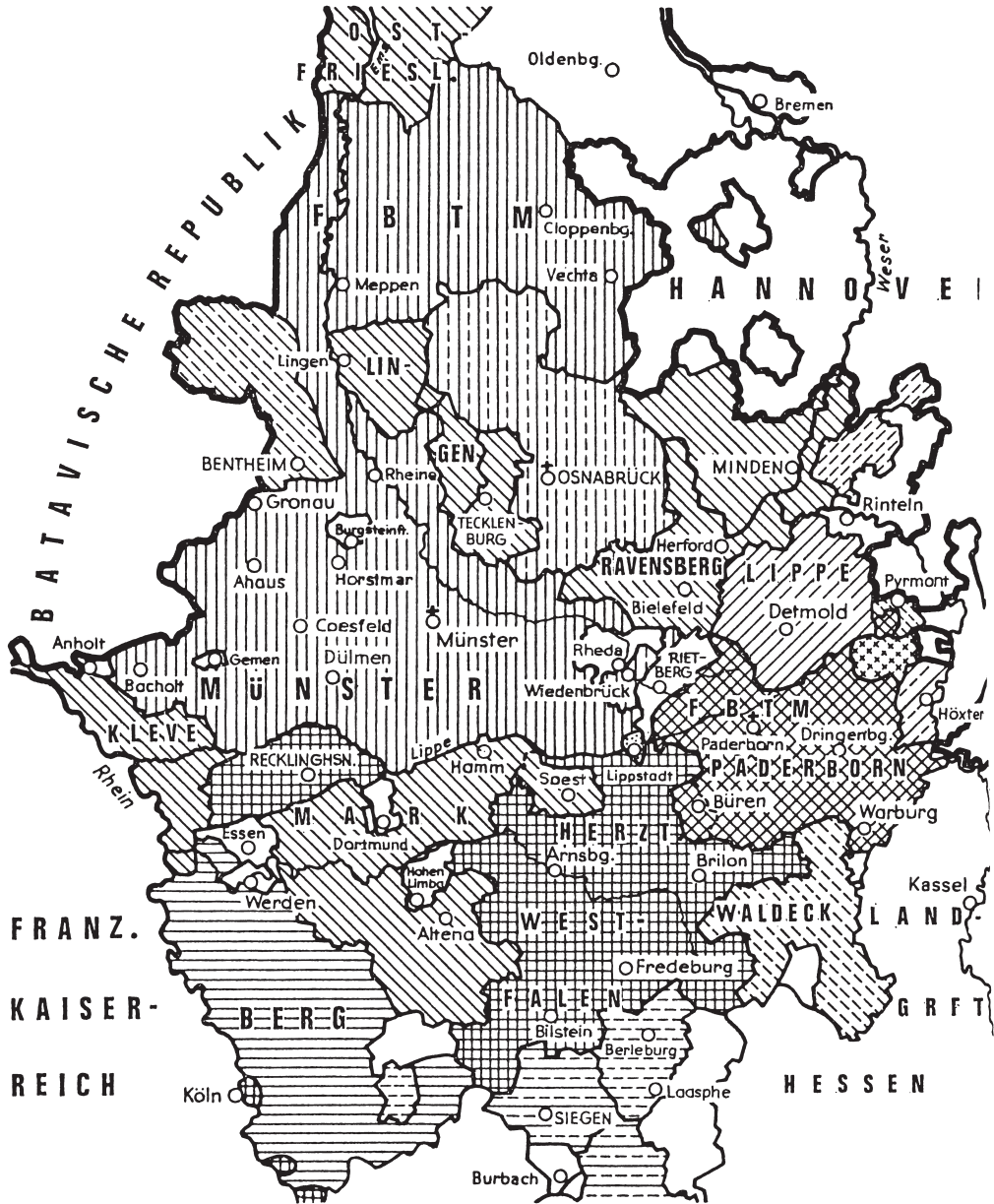
ここでミュンスターラント分割直前の領邦分布図をかかざると、図2-1のようになる。これに示されるように、ミュンスターラントは現在のNRWのラント境を越えてNds.西部にまでひろがっていたのであり、現在のミュンスターラントはその南部を占めるにすぎない。本稿でNRUWの「周域」の一部として想定されているミュンスターラントは、ライネーオスナブリュク線に沿う「外縁」より南の地域を含意しているので、本稿の検討対象になりうるのは19世紀以降に輪郭が引きなおされたミュンスターラントということになる。

ところで、ミュンスターラントの南限をリペ川とすることにも定説とはいいきれないようである。ミュンスターラントの地誌を著したSchwarzeが、ミュンスターラントの範囲を次のように定義しているからである。ミュンスターラントはベストファーレン湾状低地の大部分を占め、東部と東北部はトイトブルク山地とエゲ山地 *Eggegebirge* の尾根により、南部はハール稜線 *Haarstrang* により画されている。西部と西南部には自然境界がなく、対ネーデルラント国境が人為的境界になっている³⁾。

「ハール稜線」とはなにか。これはベストファーレン湾状低地の南縁をなすケスタ（丘陵列）*Höhenzug* を言い、メーネ川 *Möhne*（ルール川支流）およびルール川中流部へ急崖をなして落ちこんでいる。これより北部のレスに覆われた段丘の上をヘルベークがとっている。このハール稜線は西方へ延び、その先端部はアルダイ *der Ardey* と呼ばれ、ビテン *Witten* とシュベルム *Schwelm* の間でルール川の北側に急崖をなして落ちこんでいる。ザオアラントの北縁を成す⁴⁾。

Schwarzeによれば、リペ川より南側のルール川北岸の台地までがミュンスターラントで、

図 2-1 ナポレオン帝国期のミュンスターラント



- | | | | | | |
|------------|------------|-----------|-------------------|----------------|---------------|
| ケルン選帝侯領 | ミュンスター侯司教領 | リベ | プロイセン領
プロビンツェン | オスナブリュック侯司教領 | プロイセン-リベ共同統治領 |
| パーダボルン侯司教領 | バイエルン選帝侯領 | オラーネン-ナサオ | ビトゲンシュタイン | パーダボルン-リベ共同統治領 | |
| ベントハイム | シャオムブルク-リベ | バルデク | コルバイ侯司教領 | | |

出所：Hömberg & Leesch, 152 ページ。

ニーダーライン原経済圏内の周域 (1)

ザオアラントと隣接していることになる。リベ川とルール川には含まれた地域のエムシャー *Emscher* 川域は、政治史からみれば 旧フェスト レクリングハオゼン *Vest Recklinghausen* である。18 世紀までは農地、牧草地、森林から成る純然たる農村地帯だったが、19 世紀の石炭・鉄鋼業の勃興以降、ルール地帯構成拠点となるゲルゼンキルヘン *Gelsenkirchen*、ボトロブ *Bottrop*、グラトベク *Gladbeck*、レクリングハオゼン *Recklinghausen* 等の鉱工業都市の集積が進行した。すなわち、ミュンスターラント最南部はルール地帯の一部を形成していることになる。しかも炭鉱業がエムシャー川、リベ川を越えて北進するにつれて、炭鉱地帯としての景観も北進し、1989 年には BRD 石炭産出量の 40% を Reg-Bez. ミュンスター (この行政区はミュンスターラントとほぼ重なる) が占めたという⁵⁾。

以上の、わずかな文献参照だけでも、ミュンスターラントをそのまま NRW の「周域」と想定することは当を失うことが判る。本稿はミュンスターラントが「周域」範疇に適合するかぎりでもこれを検討対象に据えるので、「周域」ではなく「中核」または「外縁」に位置するとみられるべき地帯は視野のそとにおき、逆に、ミュンスターラントの外にあっても「周域」の一部とみられるべき地帯は、検討対象にに入れることにする。

(3) ミュンスターラントとヘルベーク

「周域」としてのミュンスターラントを検討するにあたり、これに南で隣接する、おなじく歴史的地域としてのヘルベーク *Hellweg* も視野に入れることが必要であろう。

上述のように、ベストファーレン南部はザオアラント (旧名ズューダラント *Süderland*) とともにライン粘板岩産地の東北部をふくみ、1816 年以降の Prov. ベストファーレンはさらに南へひろがり、ズィーガラント *Siegerland* とヘセンのビトゲンシュタイン伯領 *Grafenschaft Wittgenstein* を編入するにいたった。この南部山地と北部平地の間がヘルベーク *Hellweg* とよばれる地帯である。ヘルベークとは元来文字どおり通路を意味し、中世に長距離幹線道路の総称になった。「王の道」*viae regiae* として、君主による特別の保護下におかれた。このなかで現在までのこり、しかも道路名だけではなく地帯名としても固有名詞化したのが、ハール稜線とリベ川の間地帯である。ここを貫通する幹線道路は、ライン河沿いのデュースブルクを起点として、エセン、ドルトムント、ゾースト *Soest* を経てパーダボルンにいたり、さらにヘクスタ *Höxter* を経てベーザー河を越え、東部ドイツへ向かう、東西ヨーロッパをむすぶ最も重要な街道になった。この沿線には中世中期にベストファーレンで当時最も重要な諸都市が建設され、ドルトムントはライヒ都市になり、ゾーストは 1180 年からベストファーレン公にもなったケルン大司教の滞在地になり、パーダボルンも司教座都市としての地位をながらく保持した⁶⁾。ヘルベークはリベ川沿いではあるが左岸域 (南側) に位置している。ミュンスターラントにふくめるか否かの議論の余地があるにしても、その西部はルール地帯の構成部分になり、ベストファーレン内でミュンスターラントとの地続き

効果が最も鮮明に表れた地帯であることはうたがいをいれない。

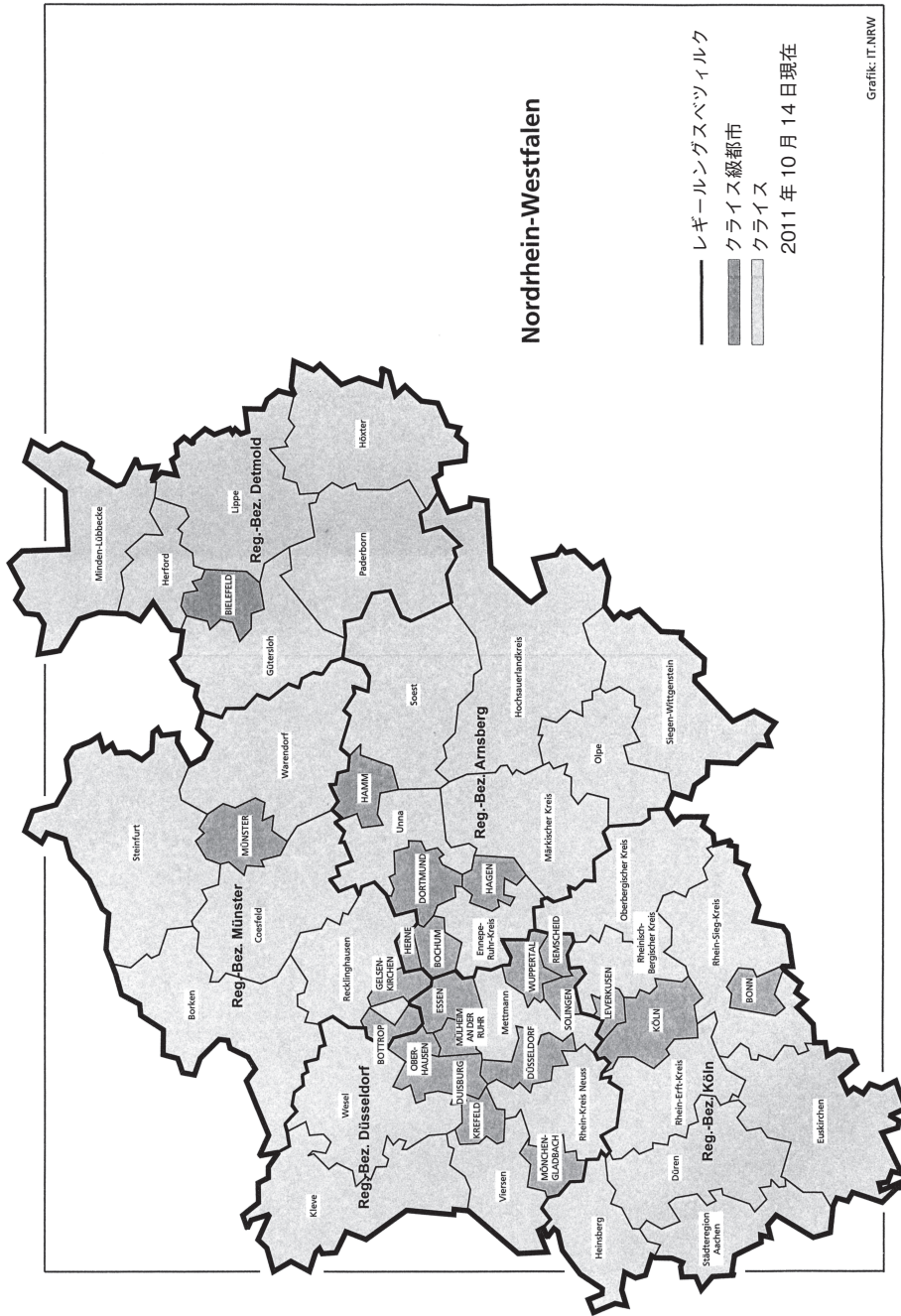
(4) Regierungsbezirk Münster

ミュンスターラントという歴史的な地域観念の理解のために、NRW の Reg.-Bez. 制度についても触れておかなければならない。2011 年現在の NRW の Reg.-Bez. 構成を図示すると、図 2-2 のようになる。これから、五 Reg.-Bez. のうちデュセルドルフに都市集積が集中し、隣接の三 Reg.-Bez., ミュンスター、アルンスベルク、ケルンのクライス級都市もこの集積地帯に接続しており、広大にして高密度な、いわゆる「ライン-ルール工業地域」*Rhein-Ruhr-Industriegebiet* を形成していることが一目で判る。1946 年 10 月 2 日に NRW 政府が発足したとき、邦内行政制度はプロイセンの邦制がほぼそのまま受けつがれた。ラインとベストファーレンの両プロビンツの長官 *Oberpräsident* は、同年 10 月 20 日のラント政府命令により廃止されたが、旧プロビンツそれぞれ三名の長官 *Regierungspräsident* (ライン：アーヘン、デュセルドルフ、ケルン；ベストファーレン：アルンスベルク、ミンデン、ミュンスター) とその管轄地区はそのまま継承された。したがって、Reg.-Bez. ミュンスターの範囲はリペ川以南もふくむミュンスターラントとほぼ重なることになる。また、ラント リペは 1947 年 1 月 21 日に自立性をうしない、二つのクライス、デトモルト *Detmold* とレムゴ *Lemgo* が同年 6 月 2 日、NRW の Reg.-Bez. ミンデンと統合して、新しい Reg.-Bez. デトモルトが誕生した。1949 年 10 月 12 日にイギリス軍政府がこれを承認し、これをもってイギリス占領地区の行政領域編成替えは終了した⁷⁾。

なお、NRW の中級行政区域たる Reg.-Bez. の管区と主都にかかる法律上の規定は、管見のかぎり「ラント NRW の警察の組織と権限にかかる法律」の第 12 条に記載されている、五高速道路警察本部の管轄区域の一覧に見いだされる。ここでは、ビーレフェルト警察本部 (Reg.-Bez. デトモルト)、同ミュンスター (同ミュンスター)、同ドルトムント (同アルンスベルク)、同デュセルドルフ (同デュセルドルフ)、同ケルン (同ケルン) の五 Reg.-Bez. が挙げられている。1972 年の行政改革で、Reg.-Bez. アーヘンは Reg.-Bez. ケルンに統合され、NRW 成立時の六から一つ減ったのである⁸⁾。

ここで、Reg.-Bez. ミュンスターの地域特性把握のために、Reg.-Bez. 別統計に一瞥を加えておく。まず、表 2-2 から長期人口動態を Reg.-Bez. 別に比較してみる。1871 年から 2018 年までの約 150 年の間に Reg.-Bez. ミュンスターは 481% 増と、629% 増の Reg.-Bez. ケルンに次いでたかい。他方で、NRW (1939 年までは現在の NRW の領域にかさなる区域) で占める比率は、1871 年の 10.6% から 2018 年の 14.6% に増えただけである。これはなにを意味するか。時期を二つに分けると、前期と後期で人口増加率が激変していることが判る。1871 年から 1950 年までは 317% 増であるのに対して、1961 年から 2018 年までは 17.5% 増にとどまる。Reg.-Bez. ミュンスター南部のルール地帯が 1960 年代に構造不況に陥り、経済

図 2-2 NRW のレギールングスバツィルクとクライス



出所：Statistisches Jahrbuch NRW 2019, 附図。

表 2-2 Reg-Bez. 別長期人口動態

	1871	1905	1939	1950	1961	1970	1987	2011	2018	増加率
デュセルドルフ	134.6	302.3	405.8	413.7	516.3	536.6	506.8	507.7	520.2	287
ケルン	61.3	114.2	249.7	262.6	329.4	369	385.6	428.6	446.9	629
ミュンスター	45.1	96.6	158.6	188.4	223.3	236.1	238.9	257.1	262.4	481
	10.6	11.4	13.3	14.3	14	14	14.3	14.7	14.6	
デトモルト	58.4	83.2	111.6	150.2	161.1	174.7	179.4	202.9	205.5	252
アルンスベルク	83.3	193.3	268.9	305.9	361.2	375	360.5	357.5	358.3	330
NRW	426.4	848.8	1194.6	1320.8	1591.2	1691.5	1671.2	1753.8	1793.3	321

注：1) 原表は千人単位であるが、万人単位に変えた。

2) ミュンスター欄の下段は、NRW に占める比率。

3) 増加率は%。

出所：Statistisches Jahrbuch Nordrhein-Westfalen 2019, 33 ページ。

表 2-3 土地台帳登記面積 (2018 年 12 月 31 日現在, 単位 : ha)

	農 地		森 林		Reg-Bez. 面積
デュセルドルフ	237652		75565		529218
	14.7	44.9	8.9	14.3	
ケルン	320365		198122		736406
	19.8	43.5	23.3	26.9	
ミュンスター	416934		105580		691836
	25.8	60.3	12.4	15.3	
デトモルト	361293		142117		652530
	22.4	55.4	16.8	21.8	
アルンスベルク	278526		327299		801241
	17.3	34.8	38.6	40.9	
NRW	1614771		848683		3411231
	100	47.3	100	24.9	

注：上段は実数値。下段左側は NRW に占める各 Reg-Bez. の比率。右側は、各 Reg-Bez および NRW の面積に占める農地、森林の比率。

出所：Statistisches Jahrbuch Nordrhein-Westfalen 2019, 36-39 ページ。

成長が急激に減速したからにはほかならない。Reg-Bez. ミュンスターの人口動態に、ラインルール地域という「中核」の産業動態から直接影響される「周域」の受動性をみてとることができる。

次に、表 2-3 により、NRW の土地台帳に登録された Reg-Bez. 別土地利用面積を比較する。Reg-Bez. ミュンスターの農地面積は、NRW の総農地面積の 25.8% と、最大比率を占める。また、Reg-Bez. の総面積に占める比率は 60% に達し、これまた最大である。他方で、森林の面積比率は 15.3% にとどまり、14.3% の Reg-Bez. デュセルドルフに次いで小さい。これから、Reg-Bez. ミュンスターが地形上平地比率が高く、農地として利用しつくされて

ニーダーライン原経済圏内の周域 (1)

いることが窺われる。これは、Reg-Bez. ミュンスターが、「中核」への食料供給源として「周域」機能をになっていることをものがる。

(5) NRW の名称の問題性

ここで、二次大戦後占領軍政府のもとで、旧ラインプロビンツがノルトライン、ラインラント・パルツ、ザールラントに三分割され、しかもザールラントが事実上フランス保護領になったのに対して、ベストファーレンは領域上の一体性を保持できたことの意義をかんがえてみたい。1946年に成立したラント、ノルトライン-ベストファーレン *Nordrhein-Westfalen* は、旧プロイセン邦の Prov. ベストファーレン、ラインプロビンツの北半分、旧リペ邦から構成されている。ラントの略称は NW でなく NRW であり、この略称にはラインラントの頭文字をのこす政治的意図が窺われる。そもそも十全な形でのこったベストファーレンを先にだして、ベストファーレン-ノルトライン *WNR* または *WNR* として当然だったのに、なぜそうしなかったのか。また、NRW の首都が旧 Prov. ベストファーレンの主都ミュンスターではなく、旧ラインプロビンツのデュセルドルフになったのはなぜか。旧ラインプロビンツの主都コーブレントがフランス占領地区（ラインラント-パルツ）にはいった以上、次善の新首都はミュンスターであってしかるべきだった。歴史的にみれば、ミュンスターの方がデュセルドルフより格上であったことはまず疑いない。たしかに、図 2-2 から見てとられるように、ライン-ルール工業地域の中心を占めるデュセルドルフが、北部に孤立しているミュンスターよりも、新首都にふさわしい経済地理的位置にあることは否みがたい。とはいえ、新首都の立地選択にあたり経済地理的合理性が最重視されるとはかぎらないことは、BRD の首都がフランクフルト a. M. ではなく、ボンにきまった事例をみればわかることである。

さらにまた、プロイセン邦の両プロビンツおよびリペ邦の機能の一部をそれぞれ継受する「地域行政組合」の名称が、*Landschaftsverband Rheinland* (Nordrhein ではない!) および *Landschaftsverband Westfalen-Lippe* であり、新ラント名と微妙なずれを生んでいることも見すごせない⁹⁾。

以上からして、一見、ベストファーレンに対するラインラントの優位が印象づけられ、それはイギリス占領軍によるラインラントの優遇として目に映るのだが、これは南北に分割されて歴史的一体性を失ったラインラントに対する代償措置だったのだろうか。かりにそうだととしても、はたしてそれだけだったのだろうか。

1816年以降、プロイセン邦西部は二プロビンツ体制になり、ルール地帯の興隆により両者が経済空間として統合され、「ライン-ベストファーレン経済圏」*Rheinisch-Westfälischer Wirtschaftsraum* と総称される単一の経済空間が創出された。しかし、ベルリンに対する姿勢に両プロビンツの相違が消えることはなかった。またこれに相応して、ベルリン側も

西部両プロビンツに対する政策姿勢を差異化したように見える。ラインプロビンツでは反プロイセン意識の底流が絶えることなく、プロイセン政府もこれに対する警戒心をゆるめることがなかった。他方で、ベストファーレンの対プロイセン姿勢は親和的であり、これに応じてプロイセン政府もベストファーレンの地域意志の表明に比較的寛容であったように見える。この意味で、ベストファーレンはいわば「プロイセンの西の飛び地」であった。西側三国、とりわけイギリスのドイツ占領政策の重点が「プロイセン的なもの」*Preußentum* の徹底的解体におかれたことは周知である。ベピン計画によるベストファーレン分割案には、プロイセンの息の根を止める意図が秘められていたとみてよかろう。このころを対ソ連関係が緊迫する情勢下で断念せざるをえなくなった後、イギリスがとった次善策がベストファーレンを NRW に「封じこめる」政策だったのではないか。ラント名や新首都の選択は、分割されたラインラントに対する代償措置であったというよりも、むしろ「プロイセンの影をひきずるベストファーレン」に対する「懲戒」であったのではなからうか。ノルトラインとの合併に「乗り気でなかった」*reserviert gegenüberstand* ベストファーレン長官アメルンクセンをあえて新生 NRW 初代首相に指名したイギリス軍政府の仕打ちからも、それが窺われる¹⁰⁾。

ラインラントへの配慮は、ベストファーレンに新生 NRW で二番手の位置を強いることになったが、ベストファーレン人は歴史的地域としての領域の一体性を保持しえたことを多として、この新しいラント名と首都を受け入れたのであろう。名を捨てて実をとったということであろうか。それでは、NRW 成立から 80 年近く経った現在、プロイセン時代につちかわれた旧プロビンツそれぞれへの帰属意識は、NRW への新しい帰属意識にとって代わられたのであろうか。すくなくともラインラント優先に対するベストファーレン人の不満は、すでに解消したのであろうか。それとも表面下でくすぶりつづけているのであろうか。NRW が成立して 60 年後、Schwarze はこう書いている。「首都になったのはデュセルドルフであり、ミュンスターは支払ったのに、何も手に入れられなかった。これに対する憤懣がいまだにときとして表にでる。政治的立場をおなじくせずともミュンスターとベストファーレンの大多数の人たちは、ラインラント人に対して距離を置くべく努めてきたのだ」¹¹⁾。

「個性性を具える歴史空間一般」としての「地域」の個性性を生み出す要件は、なによりも住民の共属意識の永続である。世代交代、住民移動による不断の新陳代謝がつづく人口動態にも拘わらず、地域への共属意識が再生産されるためにはどのような条件が必要になるのか。ラインラント人 *Rheinländer* とベストファーレン人 *Westfale* との、緊張をはらんだ二つの住民気質の消長への関心は、あらためてこの問いを発せさせる。

3 ベストファーレンの位置と範囲

(1) ベストファーレン域の不定形性

前述のように、ミュンスターラントの位置と範囲が歴史の変動をこうむってきたこと、また、その境界も一義的でなく、ミュンスターラントの南限については、リペ川かルール川かで説が分かれること、北限についても18世紀までは現在のNds.に属する広大な地域がミュンスターラントの構成空間であったことがあきらかになった。このミュンスターラントが中心的位置を占めるベストファーレンもまた、その範囲を変えてきたのだ。1946年のラントNRWの成立をもって、1816年以来130年つづいたプロイセン邦のプロビンツ ベストファーレンの歴史が終わった。そのプロビンツ ベストファーレンの成立もまた、ベストファーレン域の変動をとまなうものだった。それまでベストファーレンとよばれてきた西北ドイツの広大な空間の北部三分の一がハノーファ領とオルデンブルク領に、南部がプロイセン領に分割されたからだ。これにとまない、ベストファーレンを構成した諸地域のなかで最大のミュンスター司教領(図2-2が示すように、ミュンスターラントと大幅にかさなる)も南北に分割されて、政治的領域としての意義の低下を余儀なくされたのだ。

それでは、ベストファーレン史にどのような時代区分を設けることが、本稿の目的にてらして適合的なのか、また、それぞれの時代にどのような地域特性が生まれ、後につづいた時代にどのような変化が起きたのか。かかる地域特性の存続・変容過程の蓄積が、19世紀のNRUWの析出過程に初期条件としてどのようにはたらいたのか、かかる問題関心をもって、以下Hömberg & Leeschのベストファーレン略史の通覧により、論点整理をこころみる。煩を避けるため、引用ページ数は文中かっこ内に示す。

(2) ベストファーレンの名称

ベストファーレンの名称は元来ザクセン族の一支族の名であり、やがてこれが定住する地域の名称になった。*Westfale* たちが定住する地域が *Westfalen* と呼ばれるようになり、また、*Westfalen* の住民が *Westfalen* と総称されて、住民名・地名の二重呼称になった。本稿では、地名としての *Westfalen* を「ベストファーレン」、住民名としての *Westfalen* を「ベストファーレン人」と表記する。

ザクセンの名は初期ローマ皇帝時代にエルベ河口の部族名として現れ、3世紀に、フリース族を除く北海岸域に定住するすべての部族の総称になった。ザクセン族は人口増により7世紀までに現在のベストファーレンに進出し、定住域拡大の過程で三支族に分かれた。すなわち、西部地区(Gau)の *Westfalen*、ベーザー河域のエンゲルン *Engern*、ライネ川 *Leine* (ベーザー河支流) とエルベ河の間のオストファーレン *Ostfalen* もしくはオストザクセン *Ostsachsen* である。初期のベストファーレン人の定住域はのちのプロイセン領 Prov. ベスト

ファーレンの西北部およびこれより西北、北へひろがる地域から成り、北部ではオルデンブルクおよびパーペンブルク低湿地帯でフリースラントとの境界がはしり、西北方へはエイセル河 *IJssel* (ライン河の分流) でフランク帝国と接していた。南部のザオアラントはエンゲルンの定住域であった。リペ川より北部のミュンスターラントはベストファーレン人の定住域であり (この叙述で, Hömberg & Leesch がリペ川をミュンスターラントの南限としていることが判る), その東側ではベーザーラント *Weserland* 原野がミュンスターラントをエンゲルン定住域からへだてていた。ビーレフェルト, ヘルフォルト, ミンデンはエンゲルン域であったとみられている。

フランク帝国によるザクセン併合とキリスト教化とは並行して進み, そのため, ベストファーレンの三分の一が教会領になった。1100 年ごろケルン大司教がベストファーレン南部で政治的介入にのりだし, 1180 年ベストファーレン・エンゲルン公国をケルン大司教が領有することの承認を皇帝からえた。このころザクセン全土が皇帝派と反皇帝派に分裂し, オストザクセンの反皇帝派が「ザクセン」, ベストザクセンの皇帝派が「ベストファーレン」と自称するようになった。これ以降, ザクセン族定住域は, ベーザー河を境にしてザクセンとベストファーレンとに二分され, エンゲルンの名が消えた。

こうして中世後期に西はライン河, 東はベーザー河, 北はフリースラント, 南はヘセンにかこまれた全域がベストファーレンとよばれるようになり, エムス河下流部とフンテ川 *Hunte* (ベーザー河下流に左岸から合流する支流) 間の, 今日 Nds. に属する司教領オスナブリュク, 下部司教領ミュンスターをふくむ広大な空間の総称になった。ベストファーレンの範囲にかかるこの地域観念は 19 世紀初にいたるまで支配的であったという。(81-83, 94-95, 97-98, 100)

以上の瞥見から, ザクセン族のザクセン人とベストファーレン人への分裂, ケルン大司教のベストファーレンへの政治的進出が軌を一にしており, ラインラントからのキリスト教布教の過程で根づいたベストファーレン人意識が, 19 世紀初にいたるまで 600 年以上にわたり存続したことは, 総じてヨーロッパの地域形成過程で教会がになった役割に注目させる事象である。ベストファーレンの相当部分がかくも長期にわたり教会領 (カトリック地域) であったことは, ベストファーレン人の心性を理解する上での鍵となろう。

(3) ハンザ通商圏の形成

ここで, 12 世紀のザクセン族の東西分裂を機にしたベストファーレンの地名・住民意識の生成が, 「東方植民」*Ostkolonisation*, ハンザ通商圏の形成, ベストの蔓延という, 中世北ヨーロッパ史を画する諸事象と共時的に生じたことの意義についてかんがえてみたい。12 世紀にドイツ人の東方植民活動がはじまり, ベストファーレンからも多数の農民がバルト海圏のスラブ人定住地に入植した。これは, 二次大戦後「東方移住」*Ostsiedlung*, *Ostbe-*

ニーダーライン原経済圏内の周域 (1)

wegung と呼びかえられているが、その実態は、無人の荒蕪地ばかりでなくスラブ系原住民の定住地への侵略的進出でもあった蓋然性を、この用語修正自体が示唆している。これが「ドイツ騎士団」*der Deutsche Orden* によるバルト海圏の領土獲得の引き金になったことをかんがえればなおのことである。19世紀のドイツ人のアメリカ原住民の土地への征服的移住の先駆的形態と言うことさえできそうである。

ドイツ人の騎士、商人、農民のスラブ人定住地への入植は、やがて農場領主制 *Gutsherrschaft* というエルベ河以東の地に固有な領地支配制度を生む起点になり、この農地制度の拡充がバルト海圏に西ヨーロッパ向けの穀物供給地帯が形成される過程でもあったことは、周知である。この穀物貿易を軸にして、北海・バルト海圏を統合した北ヨーロッパ通商圏が形成され、それはハンザ同盟という広域通商機構の成立によって制度化した。のちにみるように、ベストファーレンの多くの中小都市がハンザ同盟に加わっており、逆にハンザ同盟による北ヨーロッパ通商網の拡張が、ベストファーレンに多数の中小都市の叢生をうながしたとも言えそうである。ベストファーレンの地域特性の生成が、当地域へのライン文化の浸透、当地域のバルト海圏への経済進出と共時的事象であり、人流・物流規模の全北ヨーロッパ的拡大過程の一局面でもあったことは、意義ぶかい。

12・13世紀の都市の興隆は、西ヨーロッパ・バルト海圏間通商圏の形成にベストファーレンが深くかかわったことが契機になった。これほど多くのハンザ都市やハンザ通商網に組みこまれた地点があるのは、ベストファーレンをおいてないと、Hömberg & Leesch は言う。しかし、ハンザ貿易はベストファーレンの多くの都市の経済的興隆をうながしただけでなく、その衰退をもたらす要因にもなった。バルト海圏に立地する諸都市への多数の商人の移住は、出身地の都市商人層の空洞化をまねき、加えて、14・15世紀以降のホラントの諸海港都市の興隆が、東西ヨーロッパをむすぶ幹線経路の大変動をひきおこしたからである。ユラン半島を迂回する海路の開発は北海圏とバルト海圏の時間距離を大幅に短縮し、ベストファーレンの位置の優位をうばったのだ。

こうして、ベストマンで時代が画された14世紀半ばごろ、ベストファーレンの領土編成過程がほぼ終わり、20を超える大小領域と、無数の「都市」と「城郭」*Burg* が散在する政治的景観の原型が形成された。(109, 111-112)

ちなみに、バルト海圏における「東方植民」および「ドイツ騎士団」進出と、11世紀から13世紀にかけての十字軍による東地中海域への波状的軍事行動との共時性は、南ヨーロッパへのイスラーム勢力の伸長が、北ヨーロッパに経済統合へ向かう広域通商圏の形成の機運を生んだ一要因であることを示唆する。しかし、これは稿をあらためて論じられるべき巨大な主題なので、ここでは言及にとどめる。

4 ベストファーレンとラインラント

(1) ベストファーレンと隣接地域

これまでの概観から判るように、中世のベストファーレンの交通軸は、東西方向に向いていた。西へは、ニーダーライン、エイセルにむすぶ線が主要経路であった。ライン河はネーデルラントにはいとワール、レク、エイセルの三本に分流し、そのうち右方分流で北流するエイセルの右岸域（東側）がベストファーレンと地続きの空間を形成し、中世以来両地域は密度の高い交流をかさねてきた。東へは、ポルタ ベストファリカ *Porta Westfalica* を抜けて、ザクセン、バルト海圏へ向かう路が通じていた。これに対して、ザオアラントと南側で隣接するヘセンの中部山地との経済的關係はよわく、北部のフリースラントとの交流もまたよわかった。ベストファーレン西北部を縦断して北流するエムス河が経済的意義を具えるにいたるのは、19世紀になってからのことである。(87-88)

なお、ポルタ・ベストファリカ（ベストファーレンの門）とは、ミンデンの南側でベーザー山地の北端を切りとおすベーザー溪谷の呼称で、東西交通の要衝であった。ベストファーレンの東側大門の位置にあり、人流方向からすると入口ではなく出口として機能した。ここを抜けて、ハンザ都市商人、ドイツ騎士団貴族、土地をもとめる農民から成るベストファーレンからの移民の群れが、東・東北ヨーロッパへ流出していったのだ。(89-90)

以上みてきたように、総じてベストファーレンは中世以来、北ヨーロッパにおける東西交通の経路として機能しつづけた。この東西ベクトルが南北方向に転換するのはいつかという問いが、「周域」の検証に適合的なベストファーレン経済史の時代区分の設定へと向かわせるのだ。

(2) ラインラントからの影響の浸透

以上、ベストファーレンが中世以来西ヨーロッパと東・東北ヨーロッパとをむすぶ経路としての役割をになってきたことをたしかめた。この東西交流において、とりわけラインラントからの文化の受容は、決定的な意義をもった。ベストファーレンはラインラントからの影響を最もよくうけたザクセンの一部であったと、Hömborg & Leesch は言う。そのラインラントのなかでもケルンが、ベストファーレンへの影響力において卓越していた。ライン流域に位置するハンザ諸都市の盟主であると同時に、選帝侯司教座都市でもあったケルンは、ベストファーレン南部のザオアラントとヘルバークに最もつよい影響をおよぼした。8世紀以来この地はケルン大司教領に属したからだ。ケルンの領主大司教はベストファーレン公国とフェスト レクリングハオゼンを領有し、14世紀末にはマルク、クレーフェ両伯領も手にいれた。リペ川以北でも、ミュンスター、オスナブリュク、ミンデンの各司教区はケルン大司教管区 (Kirchprovinz) に属した。ミュンスターラントもまた、教会制度上はケルン大司

ニーダーライン原経済圏内の周域 (1)

教の統治下に組みこまれたのだ。(88-90)

宗教改革時代の混乱を経て、三十年戦争の後ケルン大司教が勢力をもりかえし、ベストファーレンの再カトリック化が進んだ。とりわけケルン大司教が司教をかねるミュンスター司教領はその前線基地になった。NRUWの「周域」の一つを構成するようになるミュンスターラントが、16・17世紀の宗教改革・戦争の混乱を経て、一円的にカトリック地域として再形成されたことの意義は、軽視できるものではない。それは近代的工場労働者の労働倫理の涵養過程でもあったはずだからだ。かかる視点は、M. ウェーバーが軽視した側面、「カトリシズムの労働倫理と資本主義の精神」の生成過程を、産業革命期以降ミュンスターラントが「周域」としてNRUWの「中核」から生まれる労働力需要にこたえる供給源を17世紀以来育成してきたことの検証をもって解明しようとする問題関心にほかならず、これはまた本稿の課題の一つなのだ。

ここで、ニーダーラインの産業革命期にプロテスタント企業家対カトリック労働者という相互補完関係が、各地で発生したことを思いおこそう。原経済圏の「周域」の属性の一つとして、工場労働力の安定した供給源としての機能が挙げられるとするならば、工場労働者の職業倫理をはぐくむことも、本源的蓄積過程の必要条件であったはずだからだ。19世紀後半以降ルール炭鉄地帯に大量のポーランド系移民労働者が流入する前に、まずベストファーレンがカトリック労働者の主要供給源になったこと、また、19世紀の後半、歴史的産業連関の展開につれて労働集約的産業部門が「中核」の外部へおしだされていったとき、その典型たる綿工業がミュンスターラント・ネーデルラント国境地帯のカトリック地帯で興隆した事例を挙げれば、たりるであろう。宗教戦争の時代が終わった後の17~18世紀のミュンスターラント教会史は、NRUWの本源的蓄積過程の一局面にほかならず、経済史と切りはなせないのだ。

経済史においてもラインラントからの影響は、後述するように、近代にはいりベストファーレン経済の発展に決定的作用をおよぼした。17、8世紀のマルクの金属加工業の繁栄はラインラントからの移民に負っていた。たとえばイーザローン *Iserlohn* の多様な製造業種の担い手の大半は、アーヘン、ケルン、クレーフェ、ユトレヒト、ホラントからの移民だった。ラインラントに属する地続きのベルク地域からはたえまない経済的刺激を受けていた。19世紀の産業革命期にはラインラントからの影響はさらにつよまり、企業家精神に富むラインラントの企業家たちが、ルール地帯のベストファーレン側においても大企業設立に貢献した。最初の鉄道路線もラインラントからベストファーレンへ向かって建設されたのだ。(89) NRUWの本源的蓄積期に、ライン河左岸域からベストファーレン南部へ断続的に企業家、手工業者を送りだした前者の内圧と、かれらを引きよせた後者の吸引力を生んだ要因はなにであったのか。これもまた一つの検討課題になる。

以上の概観から、三十年戦争終結後、17世紀後半から経済面においてもラインラントと

ベストファーレンとの関係がつよまってゆき、それにつれてベストファーレンの経済ベクトルが東西方向から南北（正確には西南・東北）方向へしだいに転換していったとの見通しを得るにいたったと判断する。

5 ベストファーレンの農村的特性

(1) ベストファーレン農村の二類型

ヘルベーク東西交通軸たるに適した位置にめぐまれていただけではない。ヘルベークからハール稜線へつづく平坦な斜面は、耕作に適した比較的乾いた肥沃な土壤にめぐまれ、中世にライン河とベーザー河の間の一大穀作地帯を形成した。しかし、穀作の優位は畜産の劣位をもたらし、たとえば、ゾースト市民は周期的に一同を組んでリペ川沿いのハム、リプシュタト *Lippstadt* へ都市間フェーデ *Fehde* をしかけ、ミュンスターラントの畜産物の取得を図った。(85)¹²⁾

ヘルベークのレス土地では穀作が主であったのに対して、ミュンスターラント中・東南部の粘土質土地帯では草地農業経営 *Kampwirtschaft* が支配的であり、ここでは畜産が重視された。これは土手にめぐらした垣 *Wallhecken* にかこまれた草地 *Kämpe* を、耕作と放牧とに交互に使用する方式であった。「粘土のミュンスターラント」*Kleimünsterland* の粘土質土地は、レスや砂土質土地にはおとるものの 8 世紀には全面的に開墾され、「砂のミュンスターラント」*Sandmünsterland* よりも土地生産性でまさっていた。「砂のミュンスターラント」は「粘土のミュンスターラント」をかこむように、エムス岸域からリペ川下流域の西部ミュンスターラントにいたる低地一帯にひろがっていた。ここでは、広大な原野の一部を「播種用耕地」*Esch* として利用し、ライ麦の連作をおこなう経営形態であった。これは、厩肥を追加して野草 *Heidenplagge* を緑肥として投入する必要があるため、農地の一小部分しか実際に耕作地として利用できず、この粗放経営農地の土地生産性はいたって低かった。(85-86)

「砂のミュンスターラント」では、経営単位の最小面積が極度にひろくならざるをえず、細分化をとまなう均分相続制がここでは根づかなかったことは、無理からぬことである。西北ドイツ農村のもっとも後進的なこの砂土質地帯の農民の多くが、新天地をもとめて東方へ向かう農業移民予備軍になったことは推定に難くない。

(2) 農耕市民都市

土地生産性に規定された農業経営形態の局地的差異をとまないながら、総じてベストファーレンは農村的性格のつよい地域特性を具えるにいたった。17 世紀以前も以後も、ベストファーレン人の農民的気質はほとんど変わりがなかったと、Hömberg & Leesch は言う。ラ

ニーダーライン原経済圏内の周域 (1)

インラントからの影響も概して都市圏にとどまり、農村部はさほど影響を受けなかった。とはいえ、この点でも地域差がみとめられる。ベストファーレン東南部ではラインラントからの影響がまず農村に作用し、ついで都市圏におよんだ。ドイツ中・南部で支配的だった耕作強制をともなう三圃制にもとづく村落形態が、11世紀以降ベストファーレン東南部でひろまり、これにともない、初期にはベストファーレン全域で支配的だった散村 *Kleinsiedlung*・孤立荘宅 *Einzelhof* がのこったのは西北部、すなわちミュンスターラントであり、これがミュンスターラントの農村景観を特色づけるものになったのだ。農村の類型分化に相應して、都市形態も二つの地域類型に分けられるようになり、東南ベストファーレンにおける土地領主制 *Grundherrschaft* の展開は、実質的に村落とさほど変わらない多数の小都市の叢生をともなった。農民層の隷属性の低下につれて土地への緊縛性がよまわり、その流動性をつよめた。さらにまた、14世紀央以降の度かさなる疫病発生による農村人口の減少は、都市がその住民減少を農村人口の移動により補充することを困難にする一方で、農村では放棄農地が増えて、都市共有地 *Stadtgemarkung* になる結果をまねいた。そのため上層市民は地代により、中層市民は農耕により生計をたてるようになり、いわゆる「農耕市民都市」 *Ackerbürgerstadt* が増えるにいたった。いまや、都市と農村の範疇的区別がぼやける事態となったのだ。「農耕市民都市」は都市の農村化にはかならず、その逆ではなかったのだ。

さらにまた、「農耕市民」が農産物を自給するようになったため、局地的農産物市場も縮小し、それは商業一般の不振をまねいた。ベストファーレン東南部からバルト海圏へ移住する商人が続出したのは、商圏をひろげるためではなく、あたらしい活動の場を求めてのことだったのだ。他方でミュンスターラントの散村地域がうけた打撃は、東南部とくらべて比較的にかかったという。(90-92, 113)

東南部では、都市と農村の境界の不鮮明な都市・農村複合集落がうまれる一方で、ミュンスターラントで散村的景観が維持されるという集落形態における地域分化を生みだしながらも、東南部もふくめてベストファーレン人の農民的性格は、20世紀にいたるまで保持されたという。

(3) ミュンスターラントにおける単独相続制

伝統への愛着と既得権の固執という特性を具えるベストファーレン人の農民気質をかंगाえるとき、経営基盤の堅固な農民階層の再生産を法制上ささえてきた「単独相続人」 *Anerbe* 制度の役割を軽視することができない。この慣習の存続のための法的基盤の整備を旨として運動を展開したのが、「ベストファーレン農民組合」 *Der Westfälische Bauernverein* であった。Burghard vor Schorlemer Alst により1871年に創設された当農民組合は、他の相続財産は譲渡されるにしても、家屋・農場 *Bauernhof* は分割されることなく単独相続人 *Anerbe* に承継させる、ベストファーレンの慣行の法制化に尽力した。すでに Prov. ベストファ

ーレン長官フォン・フィンケ *Ludwig Freiherr von Vincke* (在職 1816～1844) が、1824 年に、「Prov. ベストファーレンにおける農場細分化と土地細分化について」*Über die Zerstückelung der Bauernhöfe und die Zersplitterung der Grundstücke in der Provinz Westfalen* なる意見書を著して、法的規定にもとづく特別相続権の復活を訴求しており、当組合の活動はフォン・フィンケの志を継ぐものであった。1898 年のベストファーレンの単独相続法は、適用される土地所有を土地台帳に登録し、かくて所有者の意思にかかわらず家屋・農場を単独相続権の下におくことを規定した。(143-144)

この単独相続制に類似した制度として「家族世襲財産」*Familienfideikommiß* がある。これは、法律行為により処分を永久に制限され、一定の相続順位により一定の者が相続すべき旨をさだめられた財産をいい、17 世紀以降、貴族、大商人により設定された¹³⁾。これはワイマル憲法で廃止が規定され、NS 統治下の 1939 年 1 月 1 日をもって最終的に廃止された。これに対して単独相続法は、1933 年の「ライヒ相続農場法」の規範になったばかりか、戦後これが廃止された後、各地域の単独相続法が復活し、イギリス占領地区で 1947 年 4 月 24 日の「農場法」*Höfeordnung* の制定にいたった。しかも、これが基本法施行とともに連邦法になり、1976 年 7 月 26 日に現行の「農場法」に改正された。これが適用されるラントは、ハンブルク、ニーダーザクセン、ノルトライン-ベストファーレン、シュレースビヒ-ホルシュタインの四ラント、すなわち、旧イギリス占領地区である¹⁴⁾。以上の経緯から、単独相続制と家族世襲財産制とは一見相似しているが、立法目的は異なるようである。家族世襲財産が土地所有と農業経営の分離を目的としたのに対して、単独相続制は自作農の安定した経営の継続を目的としているからである¹⁵⁾。

この単独相続法により、農業生産性の低下をもたらす農地細分化が効果的に防止されて、安定した農業経営の継続が法的に保護されるばかりか、散村固有の農村景観が保存され、しかも、相続からはずれた次男以下が農業外からの労働力需要にこたえる産業予備軍の一翼をになう効果を生んだことは、注目にあたいする。

6 ベストファーレンとプロイセン

(1) プロイセンの西部ドイツ進出

1648 年のベストファーレン条約により、ブランデンブルク選帝侯は、クレーフェ、マルク、ラーフェンスブルク三伯領を取得した。ブランデンブルク侯国はすでに 1618 年にプロイセン公国を継承していたので、その領土は北部ドイツ全域に散在することになった。これ以降、これらの分散した所領をつなげて一円的領域統合を実現することが、ブランデンブルク-プロイセンの国策になった。まず 1648 年、世俗化された旧司教領、マクデブルク、ハルバーシュタト *Halberstadt*、ミンデンを取得し、1702-1707 にメーアス *Moers (Mörs)*、リン

ニーダーライン原経済圏内の周域 (1)

ゲン *Lingen*, テクレンブルクの三伯領を, 1723年にゲルデルンの上部地区 *Oberquartier* の一部を取得した。その結果, 西北ドイツにおけるプロイセン領が三地域に統合され, プロイセン絶対主義の邦制の枠組みで, 制度統合が西北ドイツでも進んだのである。他方で, カトリック地域にもどったミュンスター, パーダボルン両司教領, コルバイ *Corvey* 修道院領, ベストファーレン公国, フェスト・レクリングハオゼンでは, 従来の邦制がベストファーレン条約で保障された。ケルン選帝侯大司教により直接, 間接に統治された教会領では等族評議会 *Ständerat* の特権が維持され, そのため領邦絶対主義の強化がすすむプロテスタント領もしくはプロイセン領との経済的落差が拡大していった。(119-122, 124)

三十年戦争終結からナポレオン戦争勃発にいたる政治史上の150年間は, 経済史では産業革命前夜の本源的蓄積過程にあたり, ベストファーレンでは経済成長が進むプロイセン領と, 経済停滞から脱しえない教会領との二つの地域の対照が生まれた時代でもあった。それでは, 19世紀にいたるまでのミュンスターラントの相対的停滞は, この地のNRUW「周域」化をいかなる面で初期条件として作用したのであろうか。ドイツ近代史の叙述で, プロイセン領邦絶対主義の積極的産業育成策と, 教会領の無策ぶりとの対照に *Hömborg & Leesch* は言及するが, かかる理解に問題がないか, 検討の余地があろう。この疑点を念頭におきながら, プロイセンの西方政策がベストファーレンの地域構成にどのような作用をはたらいたかをさぐるために, 以下, ベストファーレンの工業化過程の空間的方向性の変化を追ってゆこう。

(2) 産業革命以前

ここで, ミュンスターラントと対比するために, プロイセン統治下でベストファーレンの工業化を先導し, やがてNRUWの中核の構成部分になる東南ベストファーレンに, まず一瞥を加える。

ベストファーレン工業化の起点は, 東南部山地のザオアラントとズィーガラントであり, その主導部門は鉱業であった。おそくとも14世紀までに水力利用がはじまり, これにより従来より規模を拡大した製鉄場, 鍛鉄場が成立した。燃料は木炭で, その需要が供給を超えたためザオアラント東部では森林枯渇が起きたほどである。他方, ザオアラント北側に接するヘルベークでは中世後期にすでに燃料として石炭を使用していた。マルクの小鉄加工業は三十年戦争後に勃興した。ルール地帯で排水横坑による地下採炭がはじまったのは18世紀で, 1776~1780年のルール川可航化がこれに大きく貢献した。1760年代から1800年までに, 年産量は6万1000tから20万tに増加した。本源的蓄積期に当地で石炭鉱業の産業的発展が相当の厚みに達していたことは, 軽視できない。さらにまた, 18世紀にマルク領で毛織物業が発展した。これはプロイセン軍隊が主な仕向け先であり, この軍需産業の集中作業場は, プレテンベルク *Plettenberg*, シュベルム *Schwelm*, ハティンゲン *Hattingen*, ハーゲン *Hagen*, リューデンシャイト *Lüdenscheid*, ヘルデケ *Herdecke* に立地していた。

(124-127)

鉱物資源と水力にめぐまれた山間地で初期工業化がはじまる事象は、ライン河をはさんで西側の対称的位置にあるアーヘン圏とよく似ており、興味ぶかい。

バストファーレン第二の手工業地域は東北部の山間地で、ミンデン、ラーフェンスベルクを越えてオスナブリュクに達し、さらにミュンスターラント北部のレーダ *Rheda*、リートベルク *Rietberg*、デルブリュク *Delbrück* もこの圏内にあった。主たる業種は亜麻と麻の栽培、紡糸、織布で、バストファーレンの他の地域では農民の生業で自家消費用であったが、当域では 16 世紀以来輸出向け営業として発展し、とりわけ細糸の高級亜麻布が製織された。バストファーレン亜麻織業の品目上のつよみは亜麻と麻との交織にあり、最上の亜麻布はラーフェンスベルク地域で製織された。ここと対照的に、テクレンベルク地域は麻の栽培に特化していた。17 世紀以来プロイセン政府はバストファーレン亜麻織業と亜麻布輸出を奨励し、要所に邦営の品質検査場 *Legge* を設営した。厚地の亜麻・麻交織である *Löwendlinnen* は、耐久性と耐水性にすぐれていた。高級亜麻布では生地の色白さが重視され、ラーフェンスベルクとバーレンドルフ *Warendorf* が漂白業の立地になった。バーレンドルフはミュンスター東隣の都市である。他方、ミュンスターラント西部では 19 世紀後半、綿工業が亜麻工業に代わった。ミュンスターラントに家内亜麻織業が普及していたことは、あらためて留意する必要がある。(127-128)

なお、19 世紀半以降ラーフェンスベルクはドイツ最大の下着縫製産地として発展した。他方、ビーレフェルト域では、亜麻織業の基盤の上に 1860 年代からミシン製造業が発展し、これからさらに各種産業用機械、自転車・オートバイ製造業が派生した。これは産業革命以降の産業展開、歴史的産業連関の地域的動態というべきものであり、NRUW の「外縁」に位置する立地条件がこの自律的産業展開に適合したことをものがたる。(129)

ただ、同じ「外縁」上に位置するトゥウエンテ・西ミュンスターラントが、同じく亜麻工業を歴史的基盤にしなが、綿工業のモノカルチャーにとどまったことと照らしあわせると、両地域の差を生んだ要因はなにだったのかという問いが、あらたに発せられる。

以上のバストファーレン南北の工業地帯の間に、ミュンスター平野、ゾースト・パールブルク *Warburg* の沃野に農林業地域がひろがっていた。農業とならび林業がになった役割も軽視できない。バストファーレンにひろまった養豚業は、じゃがいもの導入まで飼料をどぐりに頼り、秋になると当時ほとんどブナ科の樹種から成る広葉樹林へ豚がはなれた。前述のように、ザオアラントでは木炭が製鉄場、鍛鉄場の燃料にもちいられたのに対し、パーダボルン、リベ川岸域ではガラス製造業で使用された。製塩場も大量の木炭を消費し、ヘルバークのザルツコッテン *Salzkotten*、バステルンコッテン *Westernkotten*、ザセンドルフ *Sasendorf*、さらにライネ近郊のベントラーゲ *Bentlage* にも、協同組合形態で経営される古くからの製塩場があった。17 世紀にはじまり 1926 年まで営業したアルテンベーケン *Alten-*

ニーダーライン原経済圏内の周域 (1)

beken (パーダボルン附近) の製鉄場は燃料を近くで産出する木炭にたよっていた。19世紀にいたるまで、ベストファーレンでは農林業と鉱工業が有機的に一体化し、局地的小営業地帯を形成していたのだ。(129)

以上みてきた18世紀までの手工業的小営業地帯の一部が、19世紀の産業革命でNRUWの「中核」の構成部分になるのだが、バーレンドルフは「周域」に、グローナオは「外縁」にそれぞれ位置づけられるようになったのはいかなる立地条件の相違によるものなのか、これまた一つの論点になろう。

(3) プロビンツ ベストファーレンの成立

ウィーン会議の結果、ベストファーレン域の北部はハノーファ領、オルデンプルク領になり、南部にプロイセン領 Prov. ベストファーレンが成立した。1816年8月1日に、ミュンスター、ミンデン、アルンスベルクの三 Reg.-Bez. により構成されるあたらしいプロビンツが発足したとき、ズイーガラントはこれに属さず、Prov. Jülich-Cleve-Berg の Reg.-Bez. コーブレントツに帰属した。しかし、ベストファーレン公国およびビトゲンシュタインの両伯領をプロイセンが取得したことにより、ズイーガラントがベストファーレンと地続きになったので、プロビンツ長官フォン フィンケの要求がとおり、ズイーガラントは1817年6月1日に Reg.-Bez. アルンスベルクに編入された。ベストファーレンは北部をうしなった代償に、元来ベストファーレン族の定住地ではないヘセンの地を自領に組み入れたのだ。この新しいベストファーレン領域は、1850年にリプシュタト *Lippstadt* に隣接するリペ侯国の飛び地がプロイセン領に編入され、1929年にフェストの都市オースタフェルト *Osterfeld* がラインプロビンツへ所属替えになった微修正を除き、1946年まで150年にわたり変わることがなかった。マルク、ミンデン、ラーフェンスベルク、オーバリンゲン *Oberlingen* は18世紀までにプロイセン領になっていたものの、部族史からみてベストファーレン外の地域をあらたに組み入れ、カトリックとプロテスタント、親プロイセンと反プロイセンとにわかれる多様な旧領邦から構成されたあたらしいプロビンツを、ベストファーレン固有の地域性を犠牲にせず統合したのは、フォン フィンケの功績であると Hömberg & Leesch は言う。(136-137)

しかし、かれがこの統合事業を達成できたのは、むしろ「一つのベストファーレン」を統合理念としてかかげることこそ、地域性がけっして単一でなく、ともすると遠心力がはたらきかねないこの地域に、これにまさる向心力を生みだす適的な方法であると、認識していたためではなかろうか。かかる解釈は、しかし、それではベストファーレンの地域的自主主張をプロイセン政府が受け入れたのはなぜか、という問いを誘発する。ラインラントと似て、プロテスタントゲマインデが混在しているとはいえ、概してカトリック勢力が強いベストファーレンの地域的自主主張に、プロテスタント国家プロイセンがラインラントに対するほどの警戒心をいだかなかつたのはなぜなのか。おそらくそれは、対ラインプロビンツ政策と表

裏一体であったとみることができるのではないか。ベストファーレンの対ベルリン親和性をつよめることで、プロイセンの「獅子身中の虫」ラインプロビンツを牽制し、もって両プロビンツの起こりうる連携を未然にふせごうとしたプロイセンの、戦略的な対西部地域政策をみてとることができるようにおもわれる。

他方でこの事象が意味するものは、プロイセン統治下で 19 世紀のうちに、Prov. ベストファーレンの空間枠に規定されたあたらしいベストファーレン観念が根づいたことにほかならない。この観念は、Prov. ベストファーレンの一体性をそこなうあらゆる試みにつよく反対した。一次大戦後のベストファーレンの一部をルールプロビンツとして切りはなす案も、二次大戦中の NS ガオ長官の試み、Gau Westfalen Nord (両 Reg.-Bez. ミュンスターおよびミンデンならびに両リペ) と Gau Westfalen Süd (Reg.-Bez. アルンスベルク) とに分割する試みも未達におわった。前述のように、二次大戦直後のイギリス政府の占領地区政策でうちだされたベビン計画、ベストファーレンをラインラントとニーダーザクセンとに分割編入する案は、ベストファーレン全域に激しい反対運動を引きおこした。その結果、ベストファーレンの分割ではなく、これをまるごと包摂する NRW の形成にいたったのだ。(137)

(4) 産業革命以後のベストファーレン

それでは、産業革命期にベストファーレンにどのような経済的地域変動が起き、それがミュンスターラントにいかなる作用をおよぼしたかについて、概観する。

産業革命過程でベストファーレン南部にルール鉱工業地帯が形成されたことは、まず、農業地域にとどまるミュンスターラントとの景観上のつよい対照を生みだしたとみられる。18 世紀までもリペ川とルール川にはさまれたヘルベークは、リペ川以北とくらべて経済的先進地帯ではあったが、それでも半農半工の手工業集積地帯と農村地帯との間に集落形態上の連続性がみとめられた。しかし、19 世紀のルール鉱工業地帯の急成長は、これより北の農村地域との景観上の不連続性をつよめたはずである。

ルール鉱工業の起点はルール渓谷におけるマルク伯領の炭鉱地帯で、ここでは中世以来、小規模炭鉱で横坑 *Stollen* を掘って採炭をしていた。1832 年ルール川北岸の岩盤を形成している泥灰岩層 *Mergeldecke* の貫通に成功し、蒸気機関による地下水排水技術が物を言って縦坑採掘が可能になった。それまでザオアラントで発展した水力と木炭による製鉄業（これは森林資源賦の賦存状態による制約を受けた）も、地下炭層の賦存位置に規定された炭鉱業とともに北進をはじめた。まずヘルベークへ進出して、かつてのヘルベーク都市の再興をうながした。19 世紀後半には石炭・鉄鋼業はそれまで人口希薄な寒村であったエムシャー川低地帯へ進出し、19 世紀末にはフェスト レクリングハオゼン南部も炭鉱地帯に変容した。一次大戦前までに石炭・鉄鋼業はフェスト北部へ進出し、一次大戦直後にはリペ川を越えて、ミュンスターラントに進出した。ミュンスターラント南部が 1920 年代に、ルール鉱工業地

ニーダーライン原経済圏内の周域 (1)

帯に組みこまれたこと、すなわちNRUWの「中核」の急激な北方拡大は注目にあたいする。この石炭・鉄鋼業の北進につれて新旧炭鉱の集中が進み、1856年にHarpener Bergbaugesellschaft、1873年にGelsenkirchner Bergwerks-AGおよびHirbeniaが成立した。製鉄業では、Dordmunder Union、Hörder Bergwerks- und Hüttenverein、Bochumer Verein、Gelsenkirchen-Schalcker Gruben- und Hüttenvereinが成立した。(145-146)

都市工業でも農村工業でもありえた手工業的小経営は、都市と農村の境界を相対化する効果を生む。これと対照的に、企業成長・集中にともなう工場、産業施設の大規模化とその高密度な集積とは、農村地域と隔絶した都市的景観を生みださずにおくまい。ミュンスターラントは北進するルール地帯に蚕食されながら、むしろその固有な農村的景観をより鮮明にしていたのではなかろうか。

ヘルベークのあたらしい炭鉱地帯には労働者として、ベストファーレン内の近隣諸地域から農村手工業者、零細農 *Kötter*、小作農労働者 *Heuerlinge*,¹⁶⁾ 大中農 *Bauer* の次男以下が流入した。ミュンスターラントの相続からはずれた次男以下が勃興する炭鉱業の産業予備軍になったのであり、前述したようにミュンスターラントの単独相続制が激増する労働力需要に適合的な供給源を涵養したことは、容易に推測できる。ミュンスターラント農業が食料供給源としてばかりでなく、労働力供給源としても機能することにより、ミュンスターラント農業はラインルール鉱工業に必須の補完産業になったのだ。かくて、ミュンスターラントの経済ベクトルは、いまや明確に西南方のラインラントを指向するにいたったといえる。(146)

人流・物流の広域化と高密度化は交通制度の革新・発展をうながし、またこれにささえられる相互促進効果を生んだ。まず、19世紀前半に、近代的道路の建設がはじまった。フォン・フィンケは国による幹線道路 *Chaussee* の建設を経済開発の必須の前提条件とみなした。なかでも、ラインラントをベザー河にむすび、さらにプロイセン中・東部につなぐ貫通道路建設を優先した。それは、ライン河畔のベーゼルからミュンスター、パーレンドルフを経てビーレフェルトにいたる経路や、ケルンとベルリートをむすぶシュベルム、ハーゲン、ウナ *Unna*、バーダボルンを経てヘクスタにいたる経路である。西部プロビンツと首都ベルリートの時間距離の短縮を図ることがプロイセンの国策となり、ベストファーレン長官はこれに忠実に応えたのだ。

道路の時代につづき19世紀半ばに鉄道の時代がはじまった。1847年のケルン-ミンデン鉄道の開通は、同年開通のハノーファー-ミンデン鉄道と接続して、ラインラントからベルリオンへの直行が可能になった。このケルン-ミンデン鉄道の競合路線として、バルク-マルク鉄道会社によるエルバーフェルト-ハーゲン-ビテン-ドルトムント間の路線が、1848年に開通した。1853年に開通したベストファーレン鉄道の主要区間は、ヘルベーク沿いにハム-バーダボルン-アルテンベケン *Altenbecken*-パウルブルク *Warbrug* で、当初エゲ山地を南周

りに迂回する路線であった。しかし 1865 年に、アルテンベケンからエゲ山地を抜けてヘクスタに短絡する路線が開通し、さらにベーザー河畔のホルツミンデン *Holzminden* まで延伸された。(148)

1870 年代にはいと運河建設がさかんになり、とりわけ 1891 年に起工し、1899 年に竣工したドルトムント-エムス運河 *DEK* により、ルール地帯からミュンスターラントを縦断して北海岸にいたる南北水路軸が実現した。ライン-ヘルネ運河 *Rhein-Herne Kanal*、リペ並行運河 *Lippe-Seitenkanal* は *DEK* の支運河として機能している。さらに、20 世紀にはいと *DEK* はベーフェルゲルン *Bevergern* でミテルラント運河と接続したので、これをもってプロイセン領の東西を貫通する内水路軸が完成した。(148)

かかる高密度な水陸交通網により、ミュンスターラントは 19 世紀のうちに被いつくされたのであり、それは、ラインルール地域の対外関係の拡大・深化のための必須の交通基盤の構築達成という、「周域」機能の整備にほかならない。それはまた、NRUW を孤立大都市圏ベルリンにむすぶあたらしい東西ベクトルの発現でもあった。

(5) あたらしいベストファーレン観念の生成

19 世紀初まで持続したベストファーレン観念は、プロイセン領への編入を機に、小さからぬ変質をこうむることになった。前述のように 1816 年にそれまでのベストファーレンの南部全域がプロイセン邦の Prov. ベストファーレンとして統合される一方で、北部三分の一はハノーファ領、オルデンプルク領に帰属した。これが住民意識の注目すべき変化をひきおこしたのだ。19 世紀初まではベストファーレン人意識を受けついできたオスナブリュクの住民の間では、19 世紀のうちにハノーファ領への帰属意識がつよまり、これが 1866 年のハノーファ王国のプロイセンへの併合後も変わることがなかったからだ。オストフリースラント、エムスラント、オルデンプルク領ミュンスターラントでときにみられた Prov. ベストファーレンへの再編入を求めらうごきも、勢いを得るにいたらなかった。Reg-Bez. オスナブリュクをベストファーレンに再編入するうごきだけでなく、ベストファーレン東北部をハノーファ（もしくは Nds.）へ編入するころみも失敗におわった。(83) オスナブリュクのベストファーレンからハノーファへの指向転換は、この地が NRUW の「外縁」に位置づけられるようになった経済空間史的動態の住民意識への反映とみてよからう。

すでにみたように、1946 年の NRW 成立により、ベストファーレンは単一のラントを形成するにはいたらずとも分割されずに済んだばかりか、1947 年のラント・リペの Reg-Bez. ミンデンへの編入 (Reg-Bez. デトモルトに改称) により、領域拡大という「意外の利潤」にさえ与った。初代 NRW 首相アメルンクセンの姿勢に代表される、ベストファーレン分割案に対する断固たる拒否は、1816 年から 150 年にわたるプロイセン統治が、18 世紀までのとは異なる質のベストファーレン人意識をつちかした結果にほかならない。ニーダーライン

ニーダーライン原経済圏内の周域 (1)

産業革命は経済空間形成面では NRW の析出の過程であり、これはあたらしいベストファーレン人意識が生まれそだつ過程でもあったのだ。昔も今もベストファーレンの主要構成地域であるミュンスターラントについても、おそらくおなじことが言えるであろう。18世紀までの歴史過程を初期条件として受けつぎながら、ミュンスターラントの住民の地域的意識はあたらしい方向性をとるにいたったにちがいない。

しかし、ここであたらしい疑問が生ずる。プロイセン領西部の二プロビンツは、1866年にハノーファー王国がプロイセンに併合されるまでプロイセンの飛び地であった。しかもプロイセン領内の経済的最先進地域として両プロビンツの経済統合がすすみ、「ライン-ベストファーレン経済圏」と総称される、ヨーロッパで最大級の経済圏が形成された、この過程で、なぜ「ライン-ベストファーレン人」という意識がそだたずに、「ラインラント人」、「ベストファーレン人」という緊張関係をはらんだ帰属意識の差異化が固定したのか。これは、プロイセンの政策的住民意識操作の成果とみるだけで説明がつかぬのだろうか。この疑問はそのまま、NRW 成立から 80 年近くたった現在、19 世紀に生まれた「ベストファーレン人」意識は、「ノルトライン-ベストファーレン人」意識に変質しているのではないか。もしも変質していないとすれば、それはなぜなのか。という疑問につながる。かりに、19 世紀来の「ベストファーレン人」意識が、二次大戦後の Prov. ベストファーレン消滅後も継承されてきたとすれば、それはドイツ経済空間史における 19 世紀産業革命の一回性の、すなわち NRW 析出の画期性の例証となりうるかもしれない。

注

- 1) Breuer, Rudolf, *Nordrhein-Westfalen: Handbuch zur staatspolitischen Landeskunde der Gegenwart*, München 1967, 13 ページ。
- 2) *Brockhaus Enzyklopädie*, 19. Aufl., 1994, "Münsterland"
- 3) Schwarze, Giesela, *Westfalen II: Münsterland*, 2006, 11 ページ。
- 4) Brockhaus, "Haarstrang", "Ardey"
- 5) Schwarze, 前掲書, 9 ページ。
- 6) Hömberg, Albert K. & Leesch, Wolfgang, *Zum geschichtlichen Werden des Landesteiles Westfalen*, in: von Klocke, Friedrich & Bauermann, Johannes (Hrsg.), *Nordrhein-Westfalen Landesteil Westfalen*, 2. Aufl., Stuttgart 1970, 84-85 ページ。
- 7) 同上書, 151, 155-156, 158 ページ。
- 8) Mayen, Thomas, Sachs, Michael & Seibert, Max-Jürgen (Hrsg.), *Landesrecht Nordrhein-Westfalen*, 7. Aufl., Baden-Baden 2013, 445 ページ。Information und Technik Nordrhein-Westfalen Statistisches Landesamt, *Statistisches Jahrbuch Nordrhein-Westfalen 2019*, 32 ページ。
- 9) Landschaftsverband (LV) については、「ラント NRW の LV 法」*Landschaftsverbandsordnung für das Land Nordrhein-Westfalen* が、第 1 条で「ラント NRW に属する旧ラインプロ

ビンツのクライス、クライス級都市 *Kreifreie Stadt* は *Landschaftsverband Rheinland* に、旧プロビンツ ベストファーレンと旧ラント リペのクライス、クライス級都市は *Landschaftsverband Westfalen-Lippe* に属する。」と規定し、第 2 条で「ランインラントおよびベストファーレン-リペの両 LV は、「自ら選出した機関」*gewählte Organe* による自治権を具えた公法団体である。」と規定している。ラント NRW に属するが、ラント政府の指揮命令下に入らない独立性のたかい広域行政機関であり、旧両プロビンツの権限をかなりの程度に継承している公法団体と言ってよい。同上書、356 ページ。

- 10) Hömberg & Leesch, 155 ページ。
- 11) Schwarze, 8 ページ。
- 12) *Fehde* を山田晟は「私闘」と訳し、皇帝または国王ならびに教会によってこれを制限または禁止する「平和令」がしばしば発せられたと、解説している。同『ドイツ法律用語辞典』改訂増補版、大学書林、平成 5 年、“Fehde”, “Landfriede”, “Gottesfriede”, “treuga dei”. ここにはフェーデの実態についての説明が欠けており、しかも当事者をせまく解釈しているようである。ヘルベークで頻発したフェーデは個人・家族間の「私闘」ではなく、都市間の集団的実力行使であった。都市の都市に対する武力闘争をとまなう財の供出・交換強制であったと、推定するほかはない。中世の都市間商業がつねに平和的取引であったわけではないことが窺われ、ヨーロッパにおける商業発達史の一局面として無視できない慣行であったようである。
- 13) この制度については、加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義—プロイセン農業・土地問題の史的考察—』勁草書房、1990 年、が基本文献である。
- 14) 山田、前掲書、“Anerbenecht”, “Höfeordnung”, “Fideikommiß”, “Familienfideikommiß”。
- 15) 「劣悪な一すなわち地代を生まない—土地を、世襲財産は避ける。」加藤、前掲書、137 ページ。ちなみに、加藤は西部ドイツにおける大世襲財産所有者であったベストファーレンのランツベルク伯爵 *Graf Max von Landsberg* の事例を、詳細に分析している。加藤、前掲書、191-215 ページ。
- 16) Hömberg & Leesch は、*Kötter* を “kleinbäuerlich” と規定し、*Heuerlinge* をとりわけベストファーレン北部山地に多い階層で、「上層農民農場の小作地付き労働者」“die Heuerlinge, das heißt mit Pachtland ausgestatteten Landarbeiter der größeren Bauern” と説明している。よって、さしあたりそれぞれ「零細農」、「小作農労働者」という訳語をあてる。Hömberg & Leesch, 前掲書、128 ページ。